

令和3年度福岡県中小企業・小規模事業者応援補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和3年度福岡県中小企業・小規模事業者応援補助金(以下「応援補助金」という。)の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 応援補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、売上げが減少した中小企業・小規模事業者(以下「中小企業等」という。)を支援するため、知事が行う商工関係補助金(以下「商工補助金」という。)の交付対象者に対し、応援補助金を上乘せして交付することで、厳しい経済環境におかれた中小企業等が安心して新たな研究や製品開発、設備投資等を行うことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「商工補助金」とは次の各号に掲げる補助金をいう。

- (1) 福岡県移動スーパー参入促進費補助金
- (2) 地域中小企業チャレンジ応援補助金
- (3) 福岡県事業承継準備応援補助金
- (4) 副業・兼業人材活用促進補助金
- (5) 福岡県サイクルスタンド等整備補助金
- (6) 新たな観光地域づくり補助金
- (7) 福岡県地場産業等活性化補助金
- (8) 福岡県宿泊施設受入対応強化補助金
- (9) 福岡県民泊施設受入対応強化補助金

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの商工補助金の交付決定を受けた者
なお、前条第8号に掲げる商工補助金の交付決定を受けた者については、令和3年6月27日までに商工補助金の交付申請を行った者に限る。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として売上高等が前年または前々年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる中小企業等
- 2 前各号で規定する中小企業等のうち、以下に該当する場合は、この補助金の

交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象経費、補助金の額等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、中小企業等が交付決定を受けた第3条各号に掲げるいずれかの商工補助金の補助対象事業で、当該事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額及び補助上限額は別表のとおりとする。

(申請手続)

第6条 中小企業等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた第3条各号のうち、該当する商工補助金の全部又は一部が取り消されたとき
- (2) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は、法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(概算払い)

第9条 本要綱により交付決定を受けた中小企業等（以下「補助事業者」という。）が別に交付決定を受けた第3条各号に掲げるいずれかの商工補助金交付要綱において、概算払いの規定が設けられているものについては、当該交付要綱の規定を準用し、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第3号によ

り知事に請求しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払いをするものとする。

(事業変更等の承認)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を変更(中止・廃止)しようとするときは、
あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があ
ったときは、速やかに様式第5号により知事に報告しなければならない。

(事業遅滞の届出)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと
見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第
6号を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、第3条各号のうち、既に交付決定を受けた商工補助金
交付要綱において規定する期日までに様式第7号により知事に報告しなければ
ならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、第3条各号のうち、既に交付
決定を受けた商工補助金交付要綱の規定により提出された報告書等と合わせて
審査を行い、その成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するも
のであると認めるときは、補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の経理)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、こ
れに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備
し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

- 第16条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとき

は、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、第3条各号のうち、既に交付決定を受けた商工補助金交付要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和3年6月16日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和3年6月28日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別表（交付要綱第5条の2関係）

第3条各号に掲げる商工補助金の交付決定時の補助対象経費に対して、補助率を3/4に置き換えて算出した額から、交付決定を受けた商工補助金の補助額を除いた額を補助金の額とする（千円未満は切り捨てとする）。

ただし、第3条各号に掲げる商工補助金の交付決定において、補助金額の決定に補助上限額が適用されている場合は、次に掲げる額を補助金の額とする。

補助金名	補助上限額
福岡県移動スーパー参入促進費補助金	375 千円
地域中小企業チャレンジ応援補助金	125 千円 (左記補助金の補助上限額 1,000 千円の場合)
	62 千円 (左記補助金の補助上限額 500 千円の場合)
	31 千円 (左記補助金の補助上限額 250 千円の場合)
福岡県事業承継補助金	小規模事業者： 62 千円
	中規模事業者： 250 千円
副業・兼業人材活用促進補助金	250 千円
福岡県サイクルスタンド等整備補助金	サイクルスタンド等： 9 千円
	自転車保管場所等： 25 千円
新たな観光地域づくり補助金	1,000 千円
福岡県地場産業等活性化補助金	1,500 千円
福岡県宿泊施設受入対応強化補助金	1,500 千円
	※ワーケーション特例：2,000 千円
福岡県民泊施設受入対応強化補助金	200 千円